社会資本整備審議会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会 交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会 第3回合同会議

平成19年6月7日(木)

【事務局】 それでは、ただいまより社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の第3回合同会議を開催させていただきます。

なお、本日の会議は、委員16名のうち現在のところ13名の方が出席されております ので、定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

開会に当たりまして嘉門委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお 願いいたします。

【嘉門委員長】 皆さん、ご多用のところお集まりいただきましてありがとうございました。今回3回目ということで、課題の抽出については大体そろってきたかと思っておりますが、その課題をどう詰めていくかということで、まず前回の議論で網羅的にあるいは個別集中で重要な視点を解明していきましょう、こういうことになっておりますが、そうは申しましても全体のバランスの中でどう重ねていくかという議論が重要でございます。そういうことで、きょうは3回目ということでございますので、今後の最終ターゲットを見据えた上で個別解の半分程度は本日の議論でまとめていきたい、そういうふうに考えておりますので、限られた時間でございますけれども、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

【事務局】 ありがとうございました。

では、早速、議事に入っていきたいと思いますが、以降の進行は嘉門委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【嘉門委員長】 お手元に資料はそろっていると思いますが、万が一抜けておりますときには適宜お申し出ください。それでは、議事次第に基づいてやりたいと思います。最初に1番目の議題、建設リサイクルに関する課題の再整理(案)について事務局より説明をお願いいたします。

【野田建設副産物企画官】 それでは、まず資料1をごらんいただければと思います。

資料1でございますが、この小委員会のスケジュール、今まで既に行いました第1回、第2回も含めたスケジュールを改めてまとめたものでございます。これを最初にご説明させていただきます。今回まず何をやるかということと、今後の予定を大まかに説明させていただきます。今回ですけれども、前回、論点整理ということで事務局のほうで論点を示させていただいてき、いろいろなご意見を承ったところでございます。特にいろいろな課題ごとの関係が非常にわかりづらい、それぞれ相関関係等があってわかりづらいというご指摘もいただきましたので、そういったことも踏まえて再整理させていただいております。後ほどそれを説明させていただきます。続きまして、そういった課題の再整理に対してご了解いただいければ、きょう残りの後半部分で資料4をもとに、その個別の課題に対する検討の方向性についてご説明した後、ご議論いただければと思っております。全部というわけにまいりませんので、それを今回と次回8月とに分けてご議論をお願いできればと思っております。

その後ですが、すぐ中間取りまとめというような形でもともと予定しておりましたが、なかなか議論が深まらない可能性もございますので、基本的な方針といいますか、理念といいますか、そういった部分についてまずご提示させていただいて、ご議論いただいき、ある程度理念について固めた後に、中間取りまとめをご提示させていただくという形を考えているところでございます。中間とりまとめに向けて、9月、10月と2回に分けて議論をしていただいた後に、最終的に第6回の小委員会で中間取りまとめを行えればと思っております。

資料1は以上でございます。

続いて、資料2でございますが、こちらは前回3月に開催いたしました合同委員会の議事要旨でございます。議事そのものにつきましては既にご確認いただいているところでございますけれども、これはそれを取りまとめたものですので、こちらについてご意見がございましたら、後日でも結構ですので、事務局にご指摘いただければと思います。

続きまして、資料3 - 1でございます。資料3 - 1は、前回もご提示申し上げました論点整理でございますが、それに前回第2回の小委員会でのご意見を踏まえて加筆・修正したものをお示ししております。赤字で書いてあるところが修正ないし加筆した部分でございます。全体の説明は重複いたしますので、赤字の部分のみざっとお話しさせていただきます。

まず1枚めくっていただいて2ページ目でございます。2ページ目の 費用における課

題のところでございますが、一般市民が発注者となるということもありますので、「適正なコスト情報を提供する必要がある」という部分を加えております。 でございますが、「基準等不一致の問題」ということでございましたけれども、情報交換が不足しているといったようなことが課題なのではないかというご指摘がございましたので、表題も含めて修正しております。あわせて中間処理あるいは再資源化施設の立地情報を確認した上でというような文言も加えております。

次のページへ参りまして のところでございます。履歴データベースの不備というところでございますが、一番最後に特定化学物質等に関する情報(MSDS)についてのご提案といいますか、ご指摘もございましたので、こちらも書き加えております。 意識の問題というところでございますけれども、環境省で取り組んでおります優良性に関する評価制度についての記述を加えております。あわせて一般市民も発注者になり得るということがございますので、一般市民の意識向上を図っていく必要があるという趣旨の文章をつけ加えております。

4ページ目に参りまして でございます。上流段階の取り組みの不十分さというところで、「発生抑制の観点からは、構造物の長寿命化に取り組むべきである」という文言を加えております。 リサイクル品の利用促進の不十分さというところでございますが、古材の再利用をはじめとしてリユースについても進める必要があるというご指摘をいただいておりますので記述を加えております。 にございますリサイクル効率化の限界というところの最後のところでございますが、「現場分別の徹底により少量小口化すると運搬効率が低下し環境負荷が増大する要因となる」という記述を1行加えております。

以上でございます。

こういったことを踏まえるとともに、前回ご指摘がございましたので、いろいろな課題を相互関係がなるべくわかりやすくなるように、資料3 - 2で、横長のマトリックス状に整理させていただいております。こちらについてご説明させていただきます。まず、この論点整理に関する課題の再整理というものでございますが、左側の軸をご覧ください。左側の縦に書いてある緑色のところの軸でございますけれども、発生抑制、現場分別、そして再資源化のところについてはいろいろな品目を並べております。そしてその下に各品目共通という欄を設けておりまして、適正処理、そして一番下に再生資材調達という欄を設けています。より上流段階の取り組み、そして実際に出た廃棄物についての廃棄物そのものの流れあるいは品目、そして最終的に適正処理に回っていくといったこと、そしてそれ

らの流れと若干独立しておりますが、再生資源調達といったような、現場での流れに重点 を置いて縦軸、緑色の軸を置いております。

横側の軸、上側のところにある軸でございますけれども、これはいろいろな建設関係の 工事がございますけれども、工事の種類であるとか規模等々によって様相が異なっている のではないかということでございます。まず一番左側、土木工事というのを置いておりま す。土木の中にも当然、解体的なものもございますけれども、土木の場合は建築物と違っ て比較的解体も含めて同じような様相としてとらえることができるのではないかというこ とで、土木の欄は1つの欄にしております。建築関係につきましては新築、増改築と解体 というのは、もともと新築、増改築のときに出てくるような廃棄物の処理と解体工事のと きに出てくるような種類等々もかなり違いがあろうということで、大きく2つ分けており ます。さらに分類 、分類 ということでございますけれども、比較的定常的に工事の発 注があって発注者の意識が高い、あるいは現状高くないかもしれませんけれども、いろい ろな啓発等々によって高くなることが大いに期待できるあるいは期待したいというような 場合と、例えば個人の方が一生に1回か2回、住宅を建て替えるといったような場合のよ うに、普段からしょっちゅう工事発注をしているわけではなくて、必ずしも発注者という のがリサイクルも含めて、あるいはリサイクル以外の一般的な建設、建築関係の技術等々、 ノウハウに乏しいといった場合、これはそれぞれ両極端でございますが、実際にこの分類 と分類 の間には便宜上、線を引いておりますけれども、その中間段階でどちらともと れないというようなものもあろうかと思います。典型的に2つに分けたということでござ いまして、間の線を例えばどこでどう引くのだ、ある工事はどっちなのだと問われてもな かなか厳密に答えを出せるものではございませんけれども、大きく2つに分けてみたとい うことでございます。このように、相対的に発注者により期待をする場合と、施工者や設 計者といったような、言ってみれば専門的なノウハウを持っている方に頼る部分が大きい 場合というような形で、分類 と分類 を分けております。解体工事も同様でございます。 こういった形で整理して、このマトリックスを埋めるような形でいろいろな課題を入れ てみたということでございます。まず発生抑制のところでございますが、建設ストックを

こういった形で整理して、このマトリックスを埋めるような形でいろいろな課題を入れてみたということでございます。まず発生抑制のところでございますが、建設ストックを大切にするという国民全体の意識改革が必要ということにつきましては、横に見ていただきますとすべての枠に入っております。あわせてその下に発生抑制、長寿命化への積極的な取り組みが必要ということで、こちらにつきましては土木及び新築、増改築の分類 、

のところに入れております。全体を大きく青い枠でくくり、発生抑制についてというこ

とで1つの課題にしております。

他のところもそうですけれども、赤い色を網かけのような形でつけ、濃淡をつけております。後ほど資料4等もございますけれども、より赤色の濃いところを課題として強く意識しているというような意味合いでございます。

続きまして、現場分別の欄でございますけれども、分別解体等の共通ルールが必要ということで、これは横の欄、ずっと共通で入っております。あわせて分別解体等の積極的な取り組みが必要というところにつきましては、もちろんこれも全体的に必要なことではあるのですが、課題としてより顕著にあらわれるだろうというところで、分類 のところ、新築、増改築の分類 及び解体工事の分類 のところにあえて限定して書いております。それから、再資源化に支障を来す資材等の分別に配慮が必要という、これは言ってみれば石こうボードであるとかアスベストのような有害なもの、こういったものを意識しておりますが、主として解体工事における問題であろうということで解体工事のところに書いております。

続きまして、再資源化・縮減のところの建設発生土・建設汚泥の欄でございまして、こちらはそもそも発生そのものが基本的に小規模な新築、増改築や解体ではあまり出ないだろうということで、土木と新築、増改築、分類 のところに書いております。課題といたしまして建設発生土の需要と供給がアンバランス、かつ発生土が供給過多でありながら新材が利用されているということ、また汚泥につきまして建設汚泥再生品の利用の促進が必要ということを書いております。あわせて汚染土壌であるとか自然由来の重金属等を含む土砂があるということを書いております。こちらを大きく一くくりにいたしまして建設発生土の有効利用、建設汚泥の再生利用についてという課題にしております。

次に、特定建設資材廃棄物のうちのコンクリートの部分でございますが、将来的にコンクリート塊と再生砕石の需給バランスが崩れる可能性があるという全体的な話でございますので、土木、それから新築、増改築、解体の分類 の欄に書いております。また、アスファルトは主として土木工事から出てきているだろうということで、土木工事のところにのみ、再リサイクル、再々リサイクルに向けての技術的課題があるということを書いております。これらについて大きく1つの課題として取り扱っております。

続きまして、建設発生木材のところでございますけれども、これは全体を大きく一くくりにいたしまして「サーマルリサイクルにおける建設発生木材の需要の高まりについても視野に入れつつ、再資源化市場の動向を注視する必要がある」という形にしておりまして、

昨今、かなり需要が高まってきているという状況もございますので、こちらであえて議論 するというよりは、我々としてはむしろ当面は状況を把握していくのかなというような感 覚で思っております。

続きまして、その下にほかにもいろいろな資材があるのですが、特に再資源化困難物という欄を設けておりまして、こちらにつきましては技術面・コスト面から再資源化が難しいものがあるというもので、これは主としては建築関係から発生するのかなと考えております。

それから、その他というところで広域認定制度を活用した各種建材リサイクルへの取り 組み拡大が必要ということを書いております。これらにつきまして、当然、新技術の開発 等々必要かとは思いますけれども、それは必要だということであえて議論することもない のかなということで、とりあえず枠囲みはしておりません。

それから、各品目共通というところで、関係者間の情報交換の充実の必要があるということ、再資源化された後の最終的な需要先を把握する必要があるということ、それから発注者を含めた関係者の意識向上が必要ということ、この3点を掲げております。

その下の欄に適正処理ということで、やはり建設廃棄物の不法投棄が依然として多いということと、発注者を含めた関係者の意識向上が必要ということを書いております。こちらにつきましては例えば特に意識向上の部分であるとか、それから適正処理につきましても、ここは書いておりませんけれども、最終的な処分先をきちっと発注者が把握していくというような必要性もございますので、再資源化及び適正処理が確実に実施できるようにという意味合いで大きく1つのくくりとして議論をさせていただければと思っております。

一番最後でございますが、再生資材調達ということで、こちらは主としているいろな資材を使う側の立場で土木あるいは新築、増改築工事を対象に書いておりまして、再生資材の利用促進が必要、原材料の品質あるいは履歴等の情報が不足しているということ、それからリユースにつきましても、再生資材といいますか、リユースされた資材を調達して使うのだという観点からこちらに書いてございます。リユースの取り組み促進が必要かということで、これはご意見はいただいているのですけれども、建設工事のいろいろな特質を踏まえて、ほんとうに我々として国が施策として推し進める余地があるのかというようなことも踏まえて、あえて「必要か」という記述にさせていただいているところでございます。

こういった形で前回いただいた、言ってみれば宿題への答えという形になっているかど

うかわかりませんけれども、これを踏まえてご議論いただければ幸いに思います。 以上でございます。

【嘉門委員長】 それでは、今のご説明いただいた資料に基づいて議論をしたいと思いますが、前回やりましたご発言のときに希望される方は名札を立てていただくというのを今回も続けてやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず資料 1 が今回も含めたスケジュール(案)で、資料 2 が前回の議事要旨でございますが、何かご発言いただく点がございますでしょうか。資料 2 の議事要旨で一応まとめていただいておりますが、よろしいでしょうか。野田企画官のほうからはまた後ほど意見があればということでございましたので見ていただいて、事務局へお届けいただければ幸いでございます。

それでは、資料3につきましてご意見等をいただければと思います。前回の議論を踏まえて資料3-2に一覧表で整理いただいております。そのもとになるのが資料3-1でございます。この資料3-2のマトリックスでは、この平面の上にもう一つ「意識」とか「いろいろな考え方」とかそういう別の軸があるかと思いますが、それはすべてのところに関連するという前提のもとに、お考えください。この資料3-2のマトリックスについて大体うまくまとめていただいていると私自身は思っておりますが、もう少し別の意見もあればということでご意見をお願いしたいと思います。

【村上委員】 資料3-1の4ページの リサイクル品の利用促進の不十分さ、これは おっしゃるところでございますけれども、赤字で入っている「解体木材を古材として再利 用する」という部分ですが、終始言われているのですが、なかなか進まないのが現実です。 あと、いわゆる解体系の木材で軸材につきましては国総研、建研、有馬先生などとご一緒 に縦継材をもう一回つくろうという研究も現にやっております。要は、品質を確保するためには解体から出てすぐの部分の品質をどうチェックするかというのは非常に難しいのです。 出てきた時点でだれがそれをチェックできるかといったら解体屋さんしかいないわけですから、材木の品質精度もしくは強度とかそういったものはチェックできないので、もう一度縦継材等に加工してそれの品質精度は定めて、それを利用するという方向にいくのがほんとうではないのかなと。躯体材として使う場合はです。そういう研究もしておりますので、なかなかこれは品質を確保した上というのは難しいと思います。

【嘉門委員長】 補足説明意見ということでお受けしました。

【平田委員】 日本建材・住宅設備産業協会の平田でございます。資料3-1の3ペー

ジ 履歴データベースの不備項目の赤線の箇所ですが、誤解を招くおそれがあるので加筆をいただきたいと思います。読みます。「また、履歴データベースに特定化学物質等に関する情報(MSDS)を含めることを検討する必要がある」とございますが、この括弧のMSDSの前に「化管法MSDS制度におけるMSDS」という表示をしていただければと思います。といいますのは、そもそもMSDSは化学会社が自主的な情報公開の方法としてレスポンシブル・ケア上でいうMSDSという製品安全データシートを使っております、今でも。世界的な有害物質の動きの中で日本では化管法で特定化学物質についてはMSDSを出しなさいという義務づけをしましたが、これら自主的な情報開示は継続されており「特定化学物質イコールMSDS」との表現は、自主的な活動をしなくてもいいのではないかと、かえって情報公開の流れを逆行させてしまいますので、この特定化学物質に関する記述のときにはぜひ「化管法MSDS制度における」という前書きをしていただきますと誤解を招かないかなと思います。

以上、意見です。

【古市委員】 北海道大学の古市でございます。前回、所用で出られなかったもので若干ずれた発言をするかもわかりませんが、最初のほうでずれているほうがいいかなと思いますので発言します。私、1回目に出たとき申し上げたのですが、こういうリサイクル等を考える場合、大きな物流管理というものが必要ではないかということで、建設廃棄物、副産物等の全体の物流管理が重要ではないかなと思っております。

そのときに3点重要で、発生抑制、そういう建設廃棄物が出ないようにするということと、2点目はそれが適正に流れること、そして3点目は廃棄物関係のリサイクルの需要と供給に関してです。バージン製品の場合ですとニーズがなければつくらないということでいいのですけれども、廃棄物の場合ですと必ず上流側で出てくるわけですから、それに対応してリサイクルしようと思えば、必ずそれをストックする場合が生じます。そしてそれを流すためには、ニーズを確保しなければいけないわけです。ですから、その需要の部分をどう確保するかというのが3点目に重要ではないかなと思います。この工夫をしない限り市場原理でダブって、結局処分場に行ったり、不法投棄したりしますので、その辺をどうするかというのが3点目だと思います。

そういうことを前提として、このときに本委員会で不法投棄の議論が非常に少ないのではないかと思います。適正処理のところで1行ほど書かれてございますけれども。と申しますのは、不法投棄産業廃棄物の中で9割占めるのが建設廃棄物です。ですから、建設廃

乗物が不法投棄とイコールというイメージになっている。そうするとこれを払拭する、つまり非常に悪いイメージを払拭するというのがこの分野で非常に重要なことではないか、最優先課題ではないかと思います。似たような構造として、この問題とはちょっと違いますけれども、建設業界の談合問題です。これは何がいけないかといったら、まず公平性のルールに反しているルールの問題です、それから建設業界の不信を招いている、この不信の問題が2点目です。それから税金のむだ遣いということで3点目が税金です。これは全く不法投棄問題も同じ構造ではないかと思います。いわゆる環境面でのルールを守っていない。それから不信という建設業界に対しての不法投棄の不信がある。3つ目、結局、不法投棄してそこを修復する場合、代執行します。税金を使います。そうすると税金、これは同じ構造です。だから、談合に対して毅然たる態度で全国50万社が頑張っておられるわけでしょう、ゼネコンをトップに。そうすると、なぜ不法投棄に対してそのぐらいの意気込みで業界がやれないのかなというのが私の意識、疑問点ですけれども、以上、勝手なこと、ずれているかもわかりませんけれども、よろしくお願いします。

【嘉門委員長】 今の件の特に不法投棄についての我が委員会の取り扱いについて、前回も少しご説明をいただいたのですけれども、今、副委員長からもご発言がございました。 実は前回も不法投棄についての取り組みについてご意見がいろいろ出ておりまして、ご承知のように環境省が不法投棄の対応を担当している。古市さんが不法投棄の講座の先生であるというわけではないけれども、国土交通省の立場の再確認のためにご発言をよろしくお願いします。

【野田建設副産物企画官】 不法投棄についてのご指摘、古市先生がおっしゃるとおりでございまして、非常に重要な課題だと認識しています。ただ、我々は、言ってみれば取り締まる立場ではございませんので、我々ができる施策の範囲内でということになりますと、やはりこれも古市先生のおっしゃっていただいたことでございますけれども、例えば発生の時点で抑制するとか、あるいはリサイクル先をきちっと確保するとか、そういった我々にとってできるような対策が、結果的に不法投棄の抑制にも役立つだろうというようなことで、それはいろいろなところに課題として散りばめているつもりでございます。ただ不法投棄そのものを取り締まるということ以外で、結果的に不法投棄の抑制にも役立つような施策をいろいろ取り組んでいくということではないか。それは結果的にリサイクルの推進であったり、あるいは例えば発注段階できちっと費用を負担するとか、あるいは情報をちゃんと提供するとか、そういったようないろいろな施策がもちろんリサイクルの推

進にも役立つわけでございますけれども、不法投棄にも役立つだろうと思っております。 ただ、不法投棄そのものを取り扱うと、どうしても廃棄物処理法そのものの議論であると か、あるいはいろいろな取り締まりの議論であるとか、それらはなかなか我々のところで はやり切れないのかなということです。

【嘉門委員長】 まあ、やれる範囲については、この委員会でも不法投棄をどう減らしていくかについては取り込んでいく、そういう趣旨でやりたい。

【後藤委員】 今の不法投棄に関連するので先に済みません。この の意識の問題の中で赤字で「環境省の『産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度』を積極的に活用し」とあるのですが、実はこの中に2つありまして、1つは評価制度による優良業者を積極的に活用するとか、その業者のデータベースを活用するという意味が1つと、前回も申し上げたと思うのですが、昨年度、推進ワーキンググループで排出業者用のパンフレットということで建設業者用のパンフレットをつくりまして、今、最後のところをやっておりまして7月はウェブに載ります。産廃振興事業団のほうで今、建設業の各団体とどう活用していただけるかという折衝をしている最中ですので、そういうようなことも含めて活用していただければということで補足でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。崎田委員どうぞ。

【崎田委員】 ありがとうございます。ちょうど私は不法投棄について意見を1つ言わせていただきたいと思っておりました。今いろいろお話があったのですが、不法投棄に関しての取り締まりなどはもちろん廃棄物処理法上でやっていただくという流れですけれども、全体のシステム、建設リサイクル法のシステム全体が不法投棄をなくすような方向にちゃんと運用されるように、例えば建設リサイクル法と廃棄物処理法が連携しながら、信頼性確保に向かっていくにはどうしたらいいかということは、きちんと考えるべきだと思っております。そういうことを考えれば、例えばリサイクルなど実施後の情報が事前届け出の都道府県にきちんと伝わり、そちらで1度チェックをするような動きをつくるとか、その辺の情報連携というのがこれから非常に大事なところになってくるのではないかと思っています。

それに関しては前回、発言させていただいたのですが、きっと今回のまとめでそれがどこにかかわっているのかなと思って見ていましたら、 の「関係者間の情報交換不足による基準等不一致の問題」ということにそこの気持ちを入れ込んでいただけているのではないかなと感じております。 2 段落あって、 2 段落目のほうは分別のほうになるのですが、

1 段落目のほうはそういう全体の信頼性確保の仕掛けに関してどういうふうに情報をきちんと伝えるような新しい仕掛けがつくれるかということを込めているというふうに期待しております。

【嘉門委員長】 と に含まれています。

【崎田委員】 と ですね。というふうに期待して話し合いに参加させていただいて おります。

なお、国民も他人事というか、産業廃棄物はわからないという話ではなくて、自分も住宅の発注者になる可能性もあります。前回、国民自身もきちんと関心を持つような普及啓発とか仕掛けづくり、あるいは環境教育等、そういうものも必要なのではないかというお話をさせていただきまして、かなりきちんと書き込んでいただいており、ありがたいと思っております。そういう全体像の中でいい方向に向かっていければ嬉しいと思っております。よろしくお願いします。

【野城委員】 資料3‐1の と についてコメントいたします。

まず ですけれども、ちょうど挿入していただいているところですが、3行目で今のご発言とも関連しますが、「情報交換を密にすることにより、共通ルールを作成することによって」と、日本語としてまず意味が通じづらくなっていますのでご整理いただければと思います。これに関して申し上げますと、まず「情報交換を密にすることにより」という期待される効果はこのとおりですが、これが政策をつくるためのもとになっていく文章だとすると、ちょっとよそごと過ぎて、情報交換が密になるための仕組みをつくる、つまりこの「密にすることによって」と民間が勝手につくればいいだろうというようにもとられかねませんので、ある程度政策当局もコミットして情報交換できる仕組みをつくるという意思があらわれるように修文し、少し踏み込んでいただければということが1点です。

それから、共通ルールという点ですが、表現が合わないところがあるのですが、これが情報自身の基準化を意味しているのか、分別する物のルールのことを言っているのか、両方言っているようなものです。少なくとももう一つの資料3 - 2 のほうは物のほうのルールを言っているように思いますが、3 - 1 のほうはどちらかというと情報としてこういうルールはお互いにやりとりしましょうといったような意味合いになっているので、両方のルールが、私は必要だと思いますけれども、その意味合いが2つの意味が具体的にわかるように書き込みをしていただけたらと思います。

それから、 についてはあとさらにもう一点だけ申し上げますと、特に3 - 1 に入れて

いただいてはございませんが、これはむしろ今日のあとの審議の中で入れていただければと思いますが、3-1は現場に出ていった後のことだけが現在の論点では整理されています。今日第2議題以降で分別の問題をもし扱うとすれば、現場が非常に狭くて、分別してもそれが相当な頻度で回収してくれないといっぱいになってしまうので、結局はなかなか分別できないという事情のあるような制約があるところもあることを考慮していただきたいと思います。多くの事業所では小規模回収などをするところもありますけれども、そういった小規模回収をするところが制度上やりづらいところも一部にあると聞いておりますし、こういったところも論点としてはきょうのご審議の中で第2議題のほうでご審議いただけたらと思います。

それから、 でございますけれども、先ほど村上委員がおっしゃったこととも絡んでくるのですが、これもこの3-1の段階で書く必要はないかと思いますが、3-1、3-2も含めてニュアンスが出ていないのは、リサイクル材ですからどうしても品位が落ちてしまうのですけれども、ただ、情報が正確であれば使いようがあるというのが先ほど名前の挙がった有馬先生や坂本先生のご意見でございますので、信用できる情報があれば使えるということと、バージン材料だけを基準にしているような基準等があれば、そこは少し緩めるかわりにエンジニアリングで性能の低い特性をカバーできるような余地があれば、それを活用していくようなことを今日の第2議題のほうで話題に挙げていただければと思います。

あと、これも をご審議いただくときでいいと思いますが、先ほどご指摘があったMSDS以外に建材関係の自己宣言型の環境ラベリング(environmental declaration)の、国際規格化が進んでいて、FDISという国際規格の一歩手前の段階にまで来ております。文書番号は21930番ですけれども、建材メーカーがさまざまな環境負荷を推し量ることができる情報を開示していくといったようなことが国際的に進んでいるようでございますから、これもまた動向などをお調べいただきながら、後々のレポートの中にあわせて入れていただければと思います。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。

【米谷委員】 3-1について1点と3-2について2点申し上げたいと思います。

まず3 - 1ですけれども、 で「優良性の判断に係る評価制度の積極的活用」という言葉をここに入れていただいております。おそらく前回私のほうから提出をしたペーパーに基づいてということで、それはかなり悩まれてここに入れていただいたのかなと思ってお

りますが、私の気持ちとしては、この のこの部分に入ってくるというのはやや唐突感が 否めないという感じがしておりまして、どちらかといいますと、先ほど来話の出ています のここでの情報交換、その情報のやりとりの非常に重要なツールとしてこの制度を位置 づけていただきたいというふうに思っております。ここでの情報交換の中身としましても 2 つあるかと思いますが、「施設の立地情報」という言葉もここで挿入されておりますが、そういったどういう施設が現場の近辺にあるのかということを把握するための情報という 意味も 1 つございますが、より重要な情報として施設の中身がある程度見えてくる、そういう情報提供ができているという意味で、その施設での処理の仕方なり選別がどういうものがやられるということがわかった上で委託をすることによって、分別が活きてくるか、活きてこないかということにも影響してくるという、そういったもろもろのことがございますので、優良性の評価制度に関しましては のほうにできましたら移していただけないかと思っております。

それから、3 - 2 に関しては細かい点でございますが、アスコン塊、コンクリート塊の行です。ここで解体工事の分類 のところにも「将来的にCo塊と再生砕石の需給バランスが崩れる可能性がある」という文言は入っているのですが、なぜか赤くなっておりませんが、それは建築の解体、非木造の解体から出てくるコンクリート塊の量というのはかなりの量、ボリュームがございますので、こちらについても濃い赤を入れていただいたほうがいいのかなと思っております。

もう一点は、再生資材調達、一番下でございます。ここに関しましても土木工事が一番 濃くて、新築が非木造から木造に移るに従って薄くなっていっているのですが、これは再 生資材というのは必ずしも土木資材だけではございません。量的にボリューム感として多 いのは確かに土木工事かとは思いますけれども、建築の新築工事で使われるような資材に ついての再生材がより積極利用を推し進める必要があるものが多いというふうに認識をし ておりますので、これに関しましては新築、増改築工事の分類 、さらに分類 も含めて で同じトーンで塗っていただいてもよろしいのかなというふうに思っております。以上で ございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。

今の件のほうはまた3 - 1のまとめのときに修正いただいたと思います。

【杉山委員】 資料3 - 2 につきまして1つ意見を言わせていただきたいと思いますが、 建設発生木材ですが、この建設発生木材は特定建設資材廃棄物の中に含まれているにもか かわらず、ここだけ赤が抜けていまして、これはなぜだろう。やはりこれも取り組んでいただきたいと考えております。中に書かれておりますのが、「サーマルリサイクルにおける建設発生木材の需要の高まりについても視野に入れつつ再資源化市場の動向を注視する必要がある」ということで、確かにそうだとは思うのですが、やはり特定建設資材であるところの建設発生木材については、むしろ市場を拡大して再生品の需要を拡大して、何とかリサイクルとして回るような施策といいますか、支援をぜひしていただきたいと思います。「注視している」というと、だれかがどこかでやってくれるかなというように聞こえてしまいますので、ぜひここは何か市場を拡大するとかそれを育成するために施策を考えていただいて、ここを赤にしていただけないものだろうかと思いました。以上です。

【嘉門委員長】 今の件について野田さん、何かご発言はございますか。

【野田建設副産物企画官】 ご指摘、かなり重く受けとめたいと思います。一方で逆に木材チップ等が逼迫しているというような話もなかなかデータとしてとらえ切れていないのですけれども、話としてはちらほら伺ったりしております。2年ほど前に我々が木材についての施策を取りまとめたときには、市場拡大が必要だということで、そのために何をやっていこうかということだったのですけれども、現状のチップの需給を漏れ聞くと、今市場を拡大していくことが適切なのか、あるいはそもそも可能なのかというところが非常に悩ましい部分でございます。悩ましいなら議論していただくのが正しいのではないかという意見も当然ごもっともだと思いますけれども、今、我々としてなかなか結論を見出しにくいのかなということで赤く塗らなかったというのが本音でございます。

【嘉門委員長】 古材利用としては今回の検討にも入れようとは考えていますが、全体の重点的検討項目の議論の中でこの赤に入れてないというのが現状ですね。

【野田建設副産物企画官】 現状で既に特定建設廃棄物になっておりますので、そういう意味では今後も今までどおり分別等は義務づけて、今までどおりにやっていただくというのが当面の姿かなという思いはございます。

【大塚委員】 3点ぐらいありますけれども、今の点との関係では、循環型社会形成推進基本法ではサーマルよりはマテリアルリサイクルのほうを優先することに一応なっています。あるいは環境負荷との関係でお考えになっているのかもしれませんけれども、お答えいただくと大変ありがたいと思います。

それ以外にも幾つか申し上げておきますけれども、1つは、さっきの不法投棄のお話と かあるいはこれからまた建設廃棄物がしばらく増えていくということがあると思いますの で、仕組みの強化みたいなことも考えていただいたほうがいいと思います。野城委員もおっしゃったように3 - 1の書き方が非常にニュートラルに書いていただいていると思いますけれども、少し元気がないかなという感じがしないでもないと思います。もう少し意気込みが伝わってくるような書き方で、これから考えていただけるだろうと思いますけれども、もう少し意気込みのある書き方で書いていただけると大変ありがたいとは思います。

具体的には2つほどございますけれども、1つは、さっき崎田委員がおっしゃっていただいたことでもありますが、おそらくこの中に入りにくいのだと思いますけれども、現在の再資源化等の完了の確認について元請業者から発注者にだけ報告することになっていますけれども、都道府県に報告するということをおそらくしないと、最後のところがどういうふうになっているかが必ずしもはっきりしないという面があると思います。それは先ほど崎田委員のお話だと5か6かに入るかという話でしたけれども、ちょっと入りにくいと思うので、あるいは行政機関に対する報告みたいな別の項目を挙げていただいたほうがよるしいのではないかと思っております。

もう一つ、申し上げたいのは、発注者の意識の強化というのが出てきていて、資料の3 - 2とかでもその議論はかなり出てはいるのですけれども、発注者の意識の向上とか意識の強化といっても、では、環境教育をするのかという話になるのかもしれませんが、それはもちろんしたほうがいいのですけれども、それだとすぐに何か結果が出てくるかどうかは残念ながらわかりにくいところもあるものですから、仕組みとして発注者がご自身の責任を認識してもらうような仕組みをつくっていくことを考えないと、ここで意識の向上とか意識の強化と書いているだけだと、残念ながら必ずしも実効性の上がることにはなりにくいのではないかと思いますので、発注者の責任の強化というのは仕組みとして入れていくということが重要ではないかと思っております。以上です。

## 【嘉門委員長】 ありがとうございました。

今の実効性あるいは具体の報告をどのように確認するかということですが、多分議論の中でできるだろうと思っていますので、忘れないでよろしく入れておいてください。

## 【大塚委員】 最初の質問は。

【野田建設副産物企画官】 最初の質問は、サーマルとマテリアルのところですね。先生がおっしゃったように、我々としても本来的な政策のあり方としてはマテリアル、サーマルの優先順位だと思っております。しかし、一方で、例えば市場の動向に対して、我々が何らかの施策的な手を加えてでも無理やりそういうふうにするのかどうかというところ

は、そこまで踏み切る政策手段を、我々もそもそも現状では持っていません。また、木材チップの市場ということになりますと、必ずしも建設関係の木材だけでもございませんし、そういう意味では我々国土交通省としてどこまでできるのかということもございます。また、政府としては、地球温暖化対策ということでバイオマスエネルギーを進めていきたいという方針も一方でございますので、そういう中でどこまでマテリアル優先ということを貫き通すかというところは、正直なところなかなかつらい部分があるのかなと思っております。

【大塚委員】 ご趣旨はわかりますけれども、それだったら環境負荷の低減等の関係で場合によっては順序を変えるとか、循環基本法にもその規定はあることはありますので、そういう説明をしていくのがおそらくよくて、裸の形でサーマルを市場でやっているからそれでいいのだと言われてしまうと誤解を招くかなと、老婆心ながら申し上げておきます。 【野田建設副産物企画官】 実はその辺については1回、非公式ですが、環境省と話をしたときに、今、先生がおっしゃったような話もございましたし、これはどちらかというと国土交通省だけでサーマルとマテリアルの順位を議論するというわけにもなかなかまいりませんので、少なくともマテリアルが優先だというそもそもの原則はありますが、現状として、サーマルのほうが市場的にはどうも強いようだという状況もあるということでございます。

【嘉門委員長】 大塚委員のご意見はもっともなので発生木材の動向を見て、今後これについてはどう取り扱うということを、ただ今は一応検討対象から少し外すけれども、また復活することはあり得るかもしれない、そういうご認識でお願いできればと思います。

【高戸委員】 全建の高戸でございます。3-2の資料、マトリックスの表について幾つか意見がございます。前回いろいろな論点をいろいろな観点に従ってマトリックス表にまとめたらという発言をしまして、そのとおり見事なマトリックス表でまとめていただきまして論点が非常によくわかるようになったと思いますが、なお幾つかの意見がございます。このマトリックスの縦と横軸にはいろいろな考えがありまして、発生抑制だとか再利用だとか適正処理といった分類、それから廃棄物の品目別の分類です。それから、ここにありますように工事の種類ごと、つまり、土木、新築、解体といった分類、また、着工時とか設計時とか施工時とか竣工時とかという施工段階、さらに発注者、設計者、施工者、処理業者とか再生資源業者といった関係者ごとの分け方というように、5つの論点があると思いますが、ここでは発生抑制以下の項目と品目別と工事の種類別というふうに分けて

いただいておりまして非常にわかりやすいのですが、今、大塚先生のご発言にもありましたように横軸の工事の種類ごとというよりは、発注者とか設計者、施工者、業者、そういった責任を明確にするための分類を横軸にとったほうがよいと思います。この表では工事の種類ごとにコメントが書かれていますけれども、ほとんど同じようなコメントが横に並んでおりまして、優先するところを色づけで区別しているだけなので分かりにくく、工事の種類ごとの分け方はあまり意味がないなという印象は受けております。

それから、この表の項目で3 - 1の論点の整理から抜けているものが幾つかありますので入れていただきたいのがあります。(5)の現場分別というところの青い点線の枠で囲んだ部分に、先ほど野城先生もおっしゃいましたけれども、論点の に書かれております小口巡回、要は少量の現場、小型の現場とか少量の廃棄物しか出ない、スペースがないというようなところに、増改築工事等はそういうケースが多いのですが、そういったものを解決するために小口巡回回収システムというものも取り入れたらどうかというふうに考えます。これを入れるとすれば新築、増改築の分類 、解体の分類 にこのシステムを入れていただきたいと思います。

【野田建設副産物企画官】 例えば3-1に書いてある文章を、込められている要素を全部書くと、この3-2の資料そのものがすごく大きくなってしまいますので、この枠の中におさめるために文章はかなり省略というか、ほとんど表題だけにさせていただいているというような感じでございます。ご指摘のような話も我々としては入っているつもりで一応つくったということでございます。

【高戸委員】 そうですか。それから、(6)の再資源化・縮減・適正処理というところに先ほどの何名かの委員からありましたけれども、 の優良化制度を具体的な記述として入れていただければいいかなと思っております。 を にするというご意見もございましたが、それを入れていただければ不適正処理、不法投棄の撲滅につながるということを考えております。

それから、先ほど不法投棄についていろいろありましたが、ここで(6)で全部適正処理まで囲んでしまっておりますが、これをぜひ(7)の適正処理というところでそういった不法投棄等の対策に一くくりにされたらどうかという考えもございますので、よろしくお願いします。

それから、その他、当然、発生木材においても杉山さんからも意見がありましたが、ぜ ひ取り入れていただくために、今後の対策のための枠を囲んでいただきたいことと、その 他に特定建設廃棄物再資源化困難物や広域再生認定制度、この辺は枠で囲んでいないのは 今後の対応策として取り上げないということになるのでしょうか。以上でございます。

【野田建設副産物企画官】 最後、問いかけをいただいておりまして枠で囲っていないところの取り扱いでございますけれども、できれば重点的に議論したいのが赤い枠で囲っているということでございまして、例えば最終的に我々が報告書を取りまとめるときに全く記述しないとか、そういう意図では必ずしもございません。

【佐藤委員】 資料3-1の がやはり「リサイクル先の利用先が不明」というのは、 多分不適正処理を防止するという意味だと思います。ですから、これは題名自体が「不適 正処理の防止」というふうに直してやられたほうがいいのではないかと思います。

それから、この の内容ですけれども、対策として発注者と排出業者の責任強化という ふうに書いてありますけれども、不適正処理の防止は、本来はいろいろな人が連携しなければいけないので、例えば地域住民との連携とか行政との連携。行政の場合には廃棄物行政も関与しておりますけれども、建設工事の場合には土木であれば開発部局、建築であれば建築確認のところが、最終的な施工の段階までのリサイクル品がきちっと使われているかということを見ていますので、そういう部局との連携が必要ではないか。そういうマネジメントシステムとして発注者や排出業者がリサイクル品の利用をよくきちんとしているかということは、エコ白書 2 1 なども関連してくると思いますので、そういう外部の認証機関との連携、こういうものも含めて総合的に不適正を防止するということが必要ではないかと思います。

この点をマトリックスの3 - 2の適正処理のところが今、 と しか入っていませんけれども、 を加えていただいたらいいのではないかと思います。以上です。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。

【石田委員】 まとめ方が客観的過ぎる、他人事のようであるというふうな印象を実は持っております。これからの議論の方向性が発生抑制についてとかと全部「ついて」で、課題整理だから仕方ないのかもわからないですけれども、積極的にやっていこうというニュアンスが感じられるのが(6)の「確実な実施について」というところだけです。しかもここは一部しかカバーされていないです。再資源化と縮減と適正処理しかカバーしないですよという、こういう宣言をされているのかなと思って、それはちょっと困ったかなと感じました。やっぱりリサイクルを進め支えるシステムとして行政としてこういうのはちゃんとやっていきますよという、昔から結構よくやる手で、内容の個別の課題とそれを支

える総合的な行政システムというのを書き分けるという、そういう手法をとられたらいかがでしょうか。多分PDCAのインストゥルメントとメカニズムをさらにどういうふうに考えて進めていくとか、不法投棄とサーマルとマテリアルとの間でのほかの政府部局との連携について積極的にやっていきますとか、もうちょっと積極的なニュアンスが強く出てくるのかなというふうに思いました。ぜひそういうふうな積極性とか、それはPRとか意識啓発とか、いろいろなところとの連携とも絡むと思いますけれども、まとめ方の問題になろうかと思いますけれども、あんまり個別のところで書いてあるからもう整理されているから書かずにおこうという考えではなくて、繰り返しを恐れずに、むしろ積極的にそういう態度を強調するような、そういうまとめ方をされたらいいのではないかというふうに思っておりました。

【嘉門委員長】 石田委員のご発言はもっともで、決意表明はもちろん推進策として打ち出すときにはやらないといけない。ここは一応課題整理でございますので、抜けがないということを議論いただければと思っております。

まだいろいろあると思いますが、次の課題がありますのでそろそろこの3については終わりにしたいのですが、崎田さんがどうしてもおっしゃっておられますので、どうぞ。

【崎田委員】 申しわけございません。3Rの推進ということを考えたときにリデュースの次にリユースのリユースが来るわけです。今回、一番下のところの再生資材を使うところに一緒に入れていただいているのですけれども、感覚的に言うと発生抑制のところで入れていただくとか、そちらのほうが例えば解体してしまって資源化に全部回ってからもう一回、リユースを考えてもそれは非常に無理な話ですので、リユースは、表整理の上の方、発生抑制に近いところに入れたほうが検討しやすいのではないかというのが率直な意見です。

本文のところにリユースを に入れていただいているのですが、そういう意味から言えば の発生抑制というか、上流での取り組みの不十分さのところにリユースをつけ加えて いただいて というところに生かしていくとか、そういう感じもいたします。よろしくお願いします。

【嘉門委員長】 それはバランスの問題なので、この表の中の最終形のところでまた位置は考慮できるのではないかと思います。

【古市委員】 手短に申し上げます。物流管理というか、全体の流れを管理するという ことが重要だと私は思っていまして、その視点で見ますと全体の流れの情報管理というこ とが重要だと思います。 ぐらいが関係していると思いますが、いわゆる中間のところの物の流れがどういうふうになっているかなという感じがいたします。環境省のマニフェストシステムがございますね、それとどうつなぐのかなと思います。それとつながっていないと、いくら素材がどうであって品質がどうという話を議論しても、それがどのように分類されて、どう搬出されて、中間処理施設へ行ったりとか、あるいは再利用施設へ行ったりしているかわかりません。トータルな大きな物流を管理する仕組みとシステムが必要だと思います。

私はそういう意味で先ほど申し上げたので、不法投棄を取り締まれというお話ではなし に、不法投棄が起こらないような仕組みとシステムをつくるべきではないでしょうかとい うことです。以上です。

【嘉門委員長】 取り締まる技術より有効な仕組み作りは今後の課題ですので、これからの議論で検討したいと思います。

そうしましたらまだあるかと思いますが、実は次の「課題に対する検討の方向性」という議題の中で、資料3-2の青字で1、2、3、4、5、6となっておりますものの1、2、3、4までを議論しようという予定になっております。資料4並びに参考資料1のご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【野田建設副産物企画官】 そうしましたら資料4をごらんいただきながら(1)の発生抑制から(4)の再生資材の調達についてまでの部分についての検討の方向性についてご説明いたします。なお、参考資料1でございますけれども、データであるとか事例等を載せておりますので、議論そのものの対象ではございませんけれども、必要に応じてあわせてごらんいただければと思っております。

まず資料4、1ページ目でございますが、発生抑制についてでございます。先ほども高戸委員からご意見がありましたようにいろいろな軸があって、我々も作業していく中でいるいろと悩んだところでございますけれども、この資料4の検討の方向性のところで関係者ごとの整理をさせていただいております。縦に工事関係者ということで発注者、設計者、施工者、それから廃棄物にかかわる収集運搬業者、中間処理業者、再資源化業者、資材製造者といったような形で、関係者ごとにどういった課題があって、それに対する要因であるとか今後の検討の方向性といったものを整理しております。

それでは、まず発生抑制についてでございますが、まず大きな論点として建設ストック を大切にするという国民全体の意識改革が必要だということと、発生抑制、長寿命化への 積極的な取り組みが必要ということでございます。これを先ほど申しましたような関係者ごとの課題として再整理しております。まず発注者、設計者でございますけれども、大きく2つの課題に分けております。1つは更新需要あるいは建て替えニーズといったものが高まっているということで、今既にある構造物、社会資本だとか建築物についてどうするかということでございます。その下にございますのが、そうはいっても今後つくるものはあるだろうということで、これから新設・新築等々する場合においてその施工時であるとかあるいは将来の修繕あるいは解体時における廃棄物を少なくしようという、発生抑制という大きな枠ですけれども、今あるものについての発生抑制と、今後新築する際の発生抑制という2つに大きく分けております。

まず、上段の今既にあるものでございますけれども、参考資料の1ページ、2ページにございますように、例えば橋梁についても既に50年経過したような橋梁が今後どんどん増えてくる見込みでございますし、建築物につきましても高度成長期に大量に建築された建築物がこれから徐々に更新期を迎えるものというふうに想定されます。こういったことに対しまして、例えば住宅や建築物につきましては社会的耐用性の低下や老朽化が進んでいるということで、参考資料の3ページ目でございますけれども、例えば住宅を解体するときの年数の平均でございますけれども、日本は30年ほどでアメリカ、イギリスに比べて短いといったようなデータもございます。

こういったようなことを背景に、検討の方向性といたしましては、まず社会資本についてでございますけれども、戦略的な維持管理の推進による構造物の長寿命化を図れないか。それから、住宅につきましても適切な維持管理等により長寿命化を図れないか。それから、住宅、建築問わずですが、既存建築ストックの再生・活用を図れないかということでございます。それから、今後、新設・新築等するものにつきましてですが、実際にそれが解体されるあるいは修繕されるというのはかなり将来の話でございますので、現状でなかなかそこまで意識が回ってこないのではないかということでございます。課題の要因として、新築の際の将来の発生抑制等々を評価する仕組みが整っておらず、体系的に取り組めていないというようなことと、それから、発注者そのものの意識の問題として建築物が未永く地域に根づいたものになるかどうかという発想が希薄なのではないかということを要因として挙げております。発生抑制を評価する仕組みにつきまして、評価指標を設定し、効果の「視える化」を図れないか。設計の際に発生抑制であるとか長寿命化に資するような構造、例といたしましては老朽化しやすいような部材については取りかえが容易にできるよ

うにするとか、資材を腐食に強いものにするとか、あるいは工法等についての工夫といったようなことを促すことができないかといったようなことを述べております。それから、 先ほどの発注者が地域に根づくかというところでございますけれども、これは意識を醸成 していくことができないかというようなことを述べております。

続きまして、工事関係者の施工者ということでございますが、やはり発生抑制ということになると、発注者、設計者の役割が非常に大きいのかなと考えておりまして、施工者といたしましても施工時に発生するような端材であるとか、修繕のときに発生するようないろいるな廃棄物についての発生抑制の余地があるのではないかということでございます。ただ、そこについては必ずしも発注者の関心や評価が必ずしも高くないのではないかということを考えておりまして、やはり発生抑制を評価するような仕組みであるとか、工法の開発を促進できないかということを考えております。

廃棄物処理業者についてはこの件につきましてはなかなか対策の主体となりにくいのかなと考えております。

最後に、資材製造者でございますけれども、資材を製造する立場としてやはり将来の発生抑制であるとか長寿命化に資するような資材というものが、市場の育成が必要になるのではないかということ、それから、例えば梱包材等につきまして発生抑制の余地があるのではないかということを課題として掲げております。ただし、これについても発注者の関心や評価は必ずしも高くないのではないかということがございますが、方向性としてJIS等の公的規格において発生抑制や長寿命化の要件が具体化できないかということを記述しております。

続いて、建設発生土の有効利用、及び建設汚泥の再生利用についてということでございます。発生土につきましては先ほども申しましたが、需給のアンバランスという問題がございます。あわせて発生土は供給過多でありながら、一方で新材を使っているという問題がございます。それから、建設汚泥につきましては再生品の利用の促進が必要だと考えております。また、汚染土壌、自然由来の重金属を含む土砂があるということでございます。関係者ごとに整理しますと、ここでは発注者、設計者、施工者一体と考えております。まず需給のバランスでございますけれども、おおむね2倍ぐらいでございまして、やや改善傾向にはございますが、やはり発生土が土砂利用量の2倍ぐらいございます。土木工事、主として土木工事では1つの工事の中で可能であれば切土・盛土のバランスをとるように努めているわけでございますが、どうしても発生するだけの工事というのがある。逆に利

用するだけの工事というのももちろんあるわけですけれども、特に都市部等は発生するだけの工事のほうが多いのではないかということを考えております。

方向性といたしましてはさらなる設計の合理化、施工後の改善等で発生土量を抑制できないかということでございます。あわせて5年程度の中期的な土砂の需給動向、あるいは例えば地域における需給動向等を情報化して、1つの工事の中で切土と盛土のバランスをとるというよりは、むしろ地域全体で土の発生状況等を見ながら。あえて盛土を多くするとか、そういったようなことを取り組めないかというようなことを掲げております。

それから、そういう中で新材が利用されており、さらなる工事間利用が必要だという課題がございます。これにつきましては1つは例えば地中の構造物の工事の後の埋め戻しの際の土として基準の中で発生土の利用ができないというような基準類が一部まだ残っているようでございますので、そういった基準類の点検が必要ではないかと考えております。それから、工期であるとか品質がミスマッチで、その結果工事間利用ができないという例が多々ございますので、ストックヤードの確保と有効活用が促進できないかということでございます。

それから、工事間で精度の高い発生土に関する情報を前もって共有できないかということでございます。参考資料の10ページ、11ページでございますけれども、東京都であるとかあるいは首都圏全体で関東地方整備局中心に取り組んでございますが、もともと発生土につきましては情報収集して提供する仕組みがございます。情報収集して、そのあと必要に応じて、例えば発注する際に土を出す工事があったとして、受け入れ先を見つけるためにそれを閲覧するというような格好でございます。むしろその情報センターでみずから最適な土のやりとりを一元的に管理して積極的な利用調整を行おうと。東京都がそういったようなことをやっております。また首都圏全体でも11ページでございますけれども、当然、ここに今、ポンチ絵でかいてございますけれども、無数にある工事間利用の組み合わせの中で工事間利用量が最大になって運搬距離は最小になるような組み合わせをあえて推奨する。個々それぞれで調整するのではなくて、そのセンター機能を持っているようなところで推奨の組み合わせを皆さんに半ば強制するといったような仕組みで、より土砂利用の工事間利用を促進するといったようなことが試行的に取り組まれておりますので、こういったことをより進めていけないかということでございます。

それから、建設汚泥の再生品の利用が必ずしも十分進んでないということでございます。 建設汚泥につきましては、一般的に処理したものを土として使う場合が多いわけでござい まして、これにつきましては建設発生土と利用用途が競合するという問題がございますので、土とあわせて先ほどのような仕組みも含めて工事間利用の促進を図るということになるうかと思います。あわせて土以外に再生品としてつくられているものがございます。12ページに幾つか例がございますけれども、こういったものにつきましては品質基準がございませんので、こういったものを設けられないかということで、品質基準を設けることによって利用を促進したいということでございます。

それから、特に民間工事由来の建設汚泥処理土につきましては、公共工事と違いまして なかなか品質や環境安全性を公的に担保する手段がないということがございますので、これをつくれないかという検討の方向性を掲げております。

それから、建設発生土の工事間利用に際して自然由来の重金属等を含む土砂の扱いについて配慮が必要ということでございまして、これにつきましては使用環境に応じて環境汚染につながる可能性がございますので、現場での迅速的確に判断するための評価手法を確立する必要があるのではないかという検討の方向性を掲げております。

13ページでございますけれども、現在、土木研究所のほうで多少研究しておりまして、 もともと地層に含まれているような砒素であるとか鉛が、例えばトンネル工事等で出てき た場合に、適切な対応をすれば土として引き続き使うことはできるわけでございますけれ ども、使用先の環境によっては汚染リスクが出てくるということがございますので、そう いったことについての調査方法であるとか、簡易判定手法等の研究を行っているということでございます。

続きまして、廃棄物処理業者の関係でございますが、特に汚泥ということになりますが、 やはり中間処理業者、再資源化業者で汚泥再生品の利用用途が限られているという課題が ございます。それについての原因であるとか検討の方向性につきましては先ほど申し上げ たことがございますけれども、つけ加えさせていただくと、建設産業以外で市場の育成が 図れないかということがございます。それから、資材製造業者についても同様でございま す。

続きまして、課題の(3)でございます。アスファルト塊、コンクリート塊の再生利用についてということでございまして、こちらにつきましては特にこの2つの品目で整理させていただいております。コンクリートのほうでございますけれども、使用用途が現在、主として道路用の砕石といった形にほぼ限定されているという状況がございます。現行基準でJISの整備が順次進められてきておりますが、まだ全部終わってないという部分が

ございまして、コンクリート用再生骨材がコンクリートとしては利用できなのものが一部 ございますので、JIS規格への位置づけといったようなことを検討の方向性として掲げ ております。

アスファルトにつきましては、資料の17ページ、18ページでございますが、おおむね10年ほど前から順次、排水性舗装というのが増えてきております。また18ページでございますけれども、リサイクルの取り組みもおおむねそのころから進めてきておりまして、10年ぐらい前から再生アスファルト合材の使用量が急激に増えてきております。こういった中で例えば直轄国道でございますと10年くらいを目途に舗装の打ちかえが生じる場合が多うございますので、そういった意味では再リサイクル、再々リサイクルであるとか、それからリサイクルがやや困難な排水性舗装等の取り扱いというものが生じてまいります。それから、特にアスファルトにつきましては他産業からの再生材といったようなものも入ってきておりますので、そういったものにつきましてのさらに再リサイクルといったことも今後生じてこようかと思います。こういったことに対する検討の方向性といたしまして、再生資材についての原材料についての履歴データベースの整備であるとか、あるいは化学物質等につきましての情報共有ということが推進できないかということと、それから技術開発の促進といったようなことを掲げております。

最後に、再生資材の調達についてという(4)の課題でございます。論点といたしましては再生資材の利用促進が必要だということと、それについて品質・履歴等の情報が不足している、これは先ほど議論もございましたが、リユースの取り組み促進が必要かということを掲げております。まず発注者、設計者でございますけれども、再生資材の利用について取り組みは必ずしも十分ではないのではないかということでございます。公共工事であるとグリーン購入法等もございますし、比較的一生懸命再生資材を利用しようとしてはおりますけれども、多様な発注者もおられるということかと思います。

1つには、再生資材を余計なコストをかけてでも積極的に採用しようという意識がなかなか働きにくいのではないかということでございますけれども、一方で例えば企業であれば社会的な責任みたいなものを意識されているところが近年増えつつございますので、ある程度再生資材を利用することによる効果というものがコストとの関係も含めて整理できれば、社会的責任の一環として利用していただけるということもできないかということを掲げております。

それから、他の産業から発生する廃棄物をいろいろな形で現状でも受け入れているわけ

でございますが、なかなか情報が十分になく、品質や環境安全性に対して確信が持てなく て利用し切れないということがございます。こういったことでございますのでJIS等の 公的規格で位置づける、あるいは品質であるとか化学物質等についての情報共有化、それ から所要の品質や性能を明示した上で、設計者であるとか施工者から積極的な提案があっ た場合には、これをなるべく発注者が受け入れるといったような形にならないかといった ことを検討の方向性として掲げております。

それから、更新時に発生する資材等についてのリユースについてですが、他の工事も含めて再使用する余地があるのではないかということを掲げております。事例として参考資料のほうの22ページ以降、22ページは第1回のときにもご紹介いたしましたけれども、鋼材を再利用している例でございます。また23ページは積水ハウスでございますけれども、型枠を何度も使っているという事例でございます。24ページがこれは積水化学のほうでございますが、プレハブの住宅を再度、鉄骨等を1回工場に搬入いたしまして点検後、さらに新部材として住宅に再度使うといったようなシステムを構築しているという例があるというものでございます。

ということでございますが、一般的に建設資材ということになりますと非常に多品種にわたる部分がございまして、例えばある資材があらかじめ発生するということがわかっていれば、それを踏まえたような設計ができるのかもしれませんが、一般的に普通に設計して、それに合う資材がちょうど発生するということが非常に考えにくいのではないかということもございますので、政策的に特にそこに重点を置いて、あるいは焦点を置いて強く推進するといったような妥当性なり必要性があるのかどうかということは、我々なかなか決め切れない部分がございます。そういったことで「妥当性があるか?」という表現にさせていただいております。それから、そもそも先ほどもご指摘がございましたけれども、品質面でなかなか心配だということは当然あろうかと思い、品質基準が設けられないかというようなことを掲げております。

ちなみに、例えば、ちょっと戻って恐縮ですが、参考資料の5ページ、これはあんまりよくない例ですけれども、インターロッキングブロックで歩道等の舗装をされている例が多いわけでございまして、これは実はよくない例でございますが、こういったところで何らかの地中の占用物件の工事をするような場合に、そこでもともと使っていたブロックを当然、工事するときには1回取り外すのですが、きちっと取り外してどこかに置いておいて、また同じもので復旧するということは本来であれば十分可能なことでございまして、

これは関係者の中でどこかで認識が狂ってしまったようでございまして、それが行われていないという事例です。そういったようなものは、これはリユースなのかリデュースなのか、我々いまひとつ判断し切れない部分がございますけれども、こういったようなことは十分可能ではないかなと思っているところでございます。

また、建築物等であれば最初に所有者が中古市場で取引されてどんどん変わっていくということは当然あろうかと思います。これも利用者は変わりながら長く使っていくという意味ではリユースなのかもしれませんが、一応我々はそれはリデュースの範疇だというふうに整理しております。

それから、またもとの資料に戻りまして施工者のところでございますが、これも再生資材を利用することによってメリットが少ないということで、これも先ほどと同様に発注者から評価されないのではないかということでございますので、評価するような仕組みが必要ではないかということでございます。

それから、廃棄物処理関係の業者のところでございますけれども、再資源化業者におきまして他産業から発生する廃棄物につきまして、やはり品質、安全、環境安全性等の確認が必要ということでございまして、こういったものをどういった項目を確認すればいいのかというところについて、きちっとした利用用途ごとの基準等ができていないという問題点がございますので、こういった必要性が検討の方向性として挙げられると思っております。

資材製造業者についても同様でございます。

大変駆け足で恐縮でございますが、資料4についての説明をさせていただきました。以上です。

## 【嘉門委員長】 ありがとうございます。

今の資料4の説明では資料3-2に基づいて整理いただいておりますが、資料3-2の青の1、2、3、4についてリストアップいただいています。資料3-2では横軸の部分の分類を、資料4では赤の濃いほうを中心に書いていただいて、関係者ごとの区分で主として整理いただいております。これは先ほどの議論で高戸委員がご指摘いただいた点に関連しており、3-2に書き切れていないところは資料4で書いてあるという、そういうふうにご理解いただければと思います。ここで個別に議論をしないといけないだろうと思いますが、課題1から4の整理の中で要因として本質的なものであるとか、あるいは検討の方向性として妥当であるかどうか、そういうような視点からご意見を賜ることができれば

と思っております。

最後の検討の方向性とか、かなりやるべき事柄がたくさん出ておりまして、誰がどこまでやるのか、数値目標をどのように設定するのかは大変なことです。リストアップはいくらでもできますけれども、どう具体に進めるかということはなかなか難しい点もございまして、またその軽重もあるのですけれども、これはこうやるべしというようなところまで踏み込む議論ができれば幸いと思っております。

そういう意味でバランスとどこを重点的にやるべしと、こういうような視点でご意見をいただければ幸いです。 1 から 4 、どこからでも結構でございますので、後藤委員、お願いいたします。

【後藤委員】 検討の方向性の中で、これはそんなにたやすいことではないと思いますが、2の有効利用とか再生利用、4の再生資材の調達についてという中で、検討の方向性として再生資材がバージン材料と比べてCO2の排出の面でどうだというようなデータが整備できるかどうかという点、やっておられるのかどうかわかりませんが、例えば最近、自動車業界ではリビルトパーツは新品パーツに比べてCO2がこれだけ少ないというようなデータを出して、リビルトパーツの使用を推進しようとしています。これは温暖化に絡めてですが、そんなようなデータもあるので、やはりこういった建築のものについてもCO2観点でのデータ等がもし整備できるならそういう点も考えたほうがいいのではないかと考えています。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。

【米谷委員】 言い出すといろいろあるのですが、大きなところだけにしておきたいと思います。まず、施工者の部分に関しまして発生抑制と再生資材の調達のところで、いずれも同じような言葉で発注者の関心、評価が必ずしも高くないから施工者はやらないのではないかということで書かれているのですけれども、施工者が発注者に目を向けていることは間違いはございませんけれども、ここまで発注者の関心だけを注視しているわけでもないというふうに申し上げたいというのがございます。特にこの発生抑制における発注者の話と再生資材における発注者の話というのは全く位置づけが異なります。再生資材を活用するかどうかということに関しましては、少なくとも本設で利用するということになれば、それは当然、発注者が了解をするかどうかというのが大前提の話でございますので、それに対して評価をされるかされないかということではなくて、発注者でその意思を持つかどうかということが何といっても再生資材の場合には非常に大きな要因になります。た

だ、これも民間工事の場合になかなか発注者までというその辺の意識がないという部分に おいては、設計者への働きかけとか、そういったところは施工者の立場でもできる範囲で はやっているということは申し上げたいと思います。

それから、再生資材でも仮設材として使えるもの、例えば再生生コンを捨てコンとして使うとか、そういった部分でしたら発注者に直接、関係がございませんので、そういったところはコストメリットもあるということもございまして、かなり施工者としても積極的に取り入れている状況であるということをご理解いただきたいと思います。

一方の発生抑制に関しましては、これはやはり発注者にとって関心はあまり持たなくて当たり前かなと。本設の部分に直接かかわる部分ではありませんので、どうしても発注者の関心が発生抑制というところにさほど動くことを期待することは難しいのかなと思っております。これは土木工事で残土が大量に発生するものを発生抑制するとか、そういったことであればコストにも直接影響しますので、公共工事の場合ですとこういった部分というのも出てくるかと思いますけれども、民間を中心としました建築工事においては特に発生抑制に関しての発注者の関心を求めることはかなり難しいのではないかという気がいたします。

ここでも発生抑制に資する工法の開発を促進できないかとありますけれども、実は実際の建築現場などでは特別に副産物の発生抑制をしようと思っているわけでは全くなくて、生産の合理化という観点から開発をしている工法というのが結果的に極めて大きな発生抑制に結びついているという事例は非常に多くあります。当社で最近、建築をした集合住宅などでも工業化、ユニット化を徹底的に推し進めたことによって、相当量、発生原単位を減らしているというような現場もございますので、そのあたりはむしろ今やられている工法自体が実は副産物の観点から見れば発生抑制に非常に大きな効果を持っているという面もあるという、そこをご理解いただきたいと思います。

もう一つは、今、後藤委員あるいは先ほど大塚委員の言われたことと極めて同じ話になってまいりますけれども、発生抑制についても評価指標で効果の「見える化」を図れないかという言葉がございます。そのほかの部分でも効果の見える化というような言葉が何カ所かに出てまいりますけれども、やはりこの部分に関しましては、私自身もお二方のご意見を聞く以前からCO2排出量という共通指標としてとらえることができれば、世の中全体の意識としても相当高まるのではないかということを常々思っているという、この2点を申し上げたいと思います。以上でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。今のご意見はぜひ取り入れるべきだし、それほど難しくないのではないかという期待はしております。

【崎田委員】 ありがとうございます。私も発生抑制についてお話をさせていただきたいと思います。私、建築の技術分野は素人ですが、循環型社会づくり全体に関してはさまざまに関係させていただいておりますので、そういう経験から発言させていただきます。まず発生抑制というのは、この法律の中でできることと、周りのほかの制度をきちんと見直していくことで発生抑制を応援していくような仕掛けづくりをするのと両面あると思います。まず制度の中で考えていくということであれば、やはりいろいろ出ておりましたけれども、例えば事前届け出のときに発生抑制の視点を入れながら、その資源とエネルギーについてどのぐらいの考慮をしたかをチェック項目、報告項目にきちんと入れ込んで、その優良事例をきちんと発信して、いわゆる発生抑制の優良事業者表彰みたいな部分を入れていくとか、そういうことが必要なのではないかと思っています。

側面から応援していくということを考えれば、例えばリフォームであれば普通、近所の工務店にお願いするわけですが、建築の場合は一級建築士とか大きな設計事務所がかかわるわけですけれども、そういう方たちに発生抑制に関する、いわゆる業の許可とか更新とかそういうときに必ず研修を受けるというふうに制度に入れていくとか、何かそういうようなことできちんと応援していただくということ、次に、例えば助成金や事業費などを出すときに、以前は改築のときにはなかなか出にくく新築だと出るという歴史が長かったので、地域ではそういうふうに思い込んでいらっしゃる方はまだいらっしゃると思いますが、そういうような細かい部分も少し徹底させるといいですね。また、例えば今、構造改革特区とかいろいろな制度を打ち出していらっしゃいますけれども、長寿命化で都市再生特区を申請してすばらしい先進事例をつくっていくとか、何かそういう地域計画づくりにそういう視点を入れることを促進するような促進施策を入れていくとか、そういうような動きを入れていくということも必要なのではないかと思います。そういう意味でこの法律の中でやれることとほかの制度で応援していくこととか、その両面で考えていったらいがかかなと感じました。よろしくお願いいたします。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。

【佐藤委員】 今の崎田委員の意見に関連しているのですけれども、まず発生抑制については、これは本来は土地利用とか開発計画の段階から見なければいけないという問題だと思います。スクラップ・アンド・ビルドはまちづくりに非常に大きなダメージを与えて

いるということがあると思いますので、地域との連携とか開発計画に対する根本的な見直 しということの中で、美観とか景観とか地域の住民との交流とか、そういうものを含めて スクラップ・アンド・ビルドがほんとうにいいのか。必要な場合もあるでしょうし、必要 でない場合もあるのではないかということを検討するということが必要ではないかと思い ます。

それから、2番目の建設発生土の問題ですが、ここで建設発生土が供給過剰であるのに 新材が利用されている。これはつまり土砂の採取が無秩序に行われているということが、 新しい土砂の供給に非常になっている。土砂の採取は実は国土に対するダメージが非常に ありまして、例えば水も汚染するし、それから生態系も破壊するし、美観も損なうという ことがあると思います。したがって、建設発生土ではなくて新材を利用する事業者に対し て、その新しい土砂がほんとうに環境に配慮されたやり方でされたのかということを確認 を義務づけるとか、こういうことによって安いから土砂を使う。土砂が売れるからあちこ ち掘り返す、こういうことをとめられるのではないかと思います。以上です。

【平田委員】 日本建材・住宅設備産業協会の平田でございます。(4)の再生資材の調達のところで先ほど後藤委員ですとか米谷委員からもお話しいただきましたLCCO2の関連のことと、野城先生の言われていたDIS21930の件で補足のお話をしたいと思います。

今、DIS21930、ISOの規格の中で建築資材のLCA、特にLCCO2の評価についての基準づくりというのが行われておりまして、経済産業省をはじめ、当協会においてもLCCO2評価算出法の策定委員会をやらせていただいています。リサイクル材だったらどれぐらいLCAが削減できるか比較評価する場合に、動脈商品のLCAの算出ルールですとか基準をきちんとつくりませんと、各メーカー、相互比較ができない状態でデータを出している部分がありまして、その意味では先ほど後藤委員の言われたデータは個々には出ているのですけれども、全くメジャラブルではないので比較ができないのです。そのすり合わせを動脈商品、新規の商品とリサイクル材について、来年、環境JISの骨子案をつくりまして建材メーカー、足並みといいますか、物差しを整えるようにしていこうという試みです。関係先に照会しましての資料の提供も可能かと思います。

また、その意味ではLCAの関係、またMSDSという表示がございますけれども、検討の方向性でMSDSに関する情報共有というふうにもなっておりますが、先ほど私がお話ししましたレスポンシブル・ケア上の企業が自主的に有害物質のみならず材料素材の情

報提供するという意味ではそこにおさまるのですけれども、それでは実際、再資源化業者と呼ばれるリサイクラーが物を受け入れるとき、または中間処理業者がリサイクル材として物を提供するときに物質名だけでは判断すべき情報が不足しています。例えば粒度ですとか汚れ度合いですとか品質基準ですとか、そういう意味でここは排出事業者・中間処理業者側の払い出し基準とかリサイクラー側の受け入れ基準みたいな形で情報公開していきませんと、単なる材質がこういう材質ですよというだけでは流通が促進されないと考えます。以上です。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。

【大塚委員】 1点意見と1点質問をさせていただきたいのですけれども、意見は1ページの発生抑制のところの右下のところで長寿命化との関係で資材製造者のところも書いてあって大変いいと思います。ハウスメーカーの話というのはあまり出てきていなかったので、ここで出てきていて、資材だからハウスメーカーだけ考えていらっしゃるかわからないですけれども、ハウスメーカーも入るのだと思いますけれども、大変よろしいと思います。これをJIS化したりして規格をつくると日本の場合それが普及していくということも十分考えられますので、これはぜひ実現していただけるとありがたいと思います。

次に、質問としては、今もLCAの話とか出てきているのでお伺いしておきたいのですけれども、先ほど米谷委員のほうからもお話があって、大変いい方向性だと思いますけれども、CO2以外の資源を有効に使うとかいう点からのLCAも、CO2以外の環境負荷に関するLCAも中に入れていただいているのだろうと思いますけれども、このテーマは最近、計測しやすいのはCO2だけであったり、あるいは温暖化の問題が重要視されているので、CO2にどうしても目が行ってしまうのですけれども、おそらくCO2だけではなくて、もともとリサイクルは資源の有効利用という観点がかなりあったし、環境負荷のそれ以外の環境負荷ということも当然あると思いますので、ぜひそういうものも含めて基準をつくっていただくと大変ありがたいと思います。おそらくしていただいているのではないかと思いますけれども、お答えいただければ大変ありがたいと思います。

それから、MSDSの話もあって、これも後ろのほうに4ページとかに出てきていて、 先ほど古市先生がお話しいただいたところでもあるのですけれども、整理をしておいてい ただけるとありがたいと思います。これは産廃のマニフェストとは別にやったほうがいい というご趣旨なのですね。MSDSはもちろん化管法との関係であることは存じ上げてい ますが、マニフェストだけでは足りない情報を載せたほうがいいとご趣旨だろうと思いま すし、今のお話だとMSDSだけでもひょっとしたら足りないというお話なのではないかと思いますけれども、その辺はぜひ整理していただいてご検討いただけると大変ありがたいと思います。以上です。

【嘉門委員長】 今のご質問の件はどうしましょうか。

【平田委員】 ご指摘いただいているとおり今、LCCO2という評価軸ではございますけれども、枯渇性資源の有効利用ということで、その部分ももちろん含めた委員会議論となっております。まず第1段階としては有害物質をリサイクルに回さないという議論になっておりまして、では有害物質とは何というところで、今、世の中で言われているものだけでいいのか、それとも疑わしいと言われているもの、では、だれが疑わしい、EUが疑わしいと言っているから日本でそれを除外するJISの規格にしていいのだろうかという議論が少しございますが、おっしゃるとおりLCCO2ではございますけれども、枯渇性資源についての評価というふうにしております。

次のご質問いただいた点についても同じようにMSDSという一くくりにしてしまうのではなくて、いろいろな品質も含めた情報を公開していかないと、例えばリサイクラーと産廃施設を含む排出現場が近ければ、リサイクラーが現場に出向いて現物をみて、引き取りの可否なり値決めができるのですけれども、共通の基準がありませんと遠距離だと現物確認のコストがまかなえないので、物が買えないということになってしまいますので、その意味でその情報も含めるべきだと私も思います。以上です。

【嘉門委員長】 有害物質は何かというのは実はなかなか難しい。発生土の有害性というものの評価が非常に難しいので、それをどう迅速にやるか、今後はやらざるを得ないという状況ですね。

【村上委員】 私、住宅生産団体連合会で、住宅を製造しているメーカーの集まりでございますが、中小工務店も含む団体でございますけれども、発生抑制について取り組みは非常に積極的にやっている。これは当たり前です。資材購入を余分にするということはお客様にそれだけ経済負担をかけるということですし、ごみがたくさん発生するということも経済負担をかけるということですから、そういった価格競争の中においてできるだけそういったものを発生させないようにするというのは、こちらの参考事例の中で鋼製型枠の使用ですとか。鋼製型枠は何も積水八ウスに代表されるだけではなくて、住宅生産においてはほとんどが鋼製型枠で型枠はつくっているといったふうなこともございます。

あと、木造軸組工事におきましてはほとんどもうプレカットを実施しておりまして、現

場発生木材等の発生は少なくなってきている。プレハブメーカーではパネル化ですとかユニット化等を進めていまして、現場発生材をより少なくしようという取り組みは随分行っているところでございます。

あとは、多種多様な材料がございますので、そういったものの規格化をどこまで進めるか、標準化をどこまで進めるかということですが、日本の住宅を買われるお客様は他の方と変わったことが好きでございますので、違うのをつけてほしいという方が多いものですから、そういったところをやめなさいというわけにもいきませんのでなかなかに難しいというところもございます。そういったことを含めて住宅関係については発生抑制は大命題になっていまして、新築工事の発生量につきましては実験を随分長い間やりましたけれども、ここ数年で3分の2程度まで減少しているというデータも出ておりますので、取り組んでいるということでございます。

より一層そういうことを図るということもよろしいのですが、1つおまけですが、定期借地権の問題がありますけれども、定期借地権でRCのマンション等を建てた。定期借地権だと50年で取り壊すということです。取り壊すことを前提にして建設工事をやる。社会資本を充実することとどう一致するのかということも大きな問題でございます。私ども別に定期借地権に反対しているわけではないのですが、住宅の場合は一般的に50年もあればというイメージをお持ちかもしれませんけれども、国土交通省のほうからは今は200年住宅をというふうに私どももご指示を受けまして鋭意取り組もうというところでございますけれども、ほかの法律とのバランスが悪いという部分もありますので、そういったこともあわせてご検討をいただければと思います。

【石田委員】 調達のところですけれども、出に比べて入りのほうの実態把握は不十分なところが多いと思います。そこのところをもうちょっと充実することがいい施策を展開する上で重要だろうと思いますので、よろしくお願いします。

それから、私の専門ではないのですけれども、住宅の長寿命化ということですけれども、 戦後の小から大までのニュータウン開発で今、不良資産化しているわけです。 やっぱりこれは計画自体が悪くて、魅力的なまちになっていないからだれも住まないというところがあろうかと思います。 ですから、そういう中で建築、住宅単体だけでやろうと長寿命化を図ろうとすると間違う可能性もあるのかなと。 だから、これも連携の問題になってここだけの話ではないのですけれども、そういう大きなフレームでお考えいただければなと思いました。 【嘉門委員長】 非常に重要な視点ですけれども、具体は難しいのですけどね。

【杉山委員】 再生資材の点につきまして1点お話を申し上げたいと思います。唐突かもしれませんが、例えば一定規模以上の建築物に対しては再生資材の使用を義務づけるというようなことは無理なのだろうかというのが私の意見です。先ほど来CO2の削減、そういう効果のデータを出して情報公開というようなお話が出ておりますけれども、例えば省エネ法ですと一定規模以上の建築物に対しては省エネに対する措置をしなければいけないというのがありますので、それを考えれば再生資材を使うことによってCO2が削減できるということになれば一定の使用を義務づけるということもあながち無理でもないのではないかと希望的に思っておりますが、もしできましたらそういうこともご検討いただければと思っております。以上です。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。

【村上委員】 今の再生資材のことですが、再生資材はよほど使われていないというイメージになるといけないので申し上げるのですが、建設資材の中でパーティクルボードですとかMDFですとか石こうボードに関しましてももともとほとんど再生資材です。石こうボードは脱硫石こう等から再生されたものですし、パーティクルボードは木くずチップからつくられたもので、古材混入率は60%を超えるというレベルになっています。そういったパーティクルボードなんかは住宅などの箱物とよく言いますけれども、台所のつり戸棚ですとか、そういった資材に使われていまして、使用率は全木材の18%程度についてはそういった何らかの再生資材が現実に使われているということもあります。それをより一層その比率を高めていくということは非常に結構なことかと思いますが、かなりやってはいるという部分はご理解をいただいておきたいと思います。

【嘉門委員長】 そうですね。壁材にも最近は、表装にも使われていますし。

【古市委員】 先ほど嘉門委員長がおっしゃいましたが、建設発生土を利用する場合の有害性の問題は非常に難しいというのは間違いないのですけれども、これは自然由来のもの、砒素とか鉛とかこういうものが大量に出てきたときに、例えば盛り土として利用する場合それができるかできないかとか、そのために現場で迅速的確に判断するための評価指標が必要である、これは今はまだあいまいな部分が非常にあると思います。ただ、このときに、どうしたいのかという利用目的等を明確にした上で評価・利用しないと、いろいろな問題が出てくる可能性があります。

ましてや自然由来でないようなものが出てくる、再開発の場合にはそういう可能性があ

りますので、その辺の関連、特に土壌環境基準等とのすり合わせみたいものが必要ではないかという気がいたしました。以上です。

【嘉門委員長】 今の話は、昨日と一昨日の地下水・土壌汚染の調査対策研究集会でかなり議論になっており、リスク評価を含めて迅速評価法とか実態調査等が、大体出てきておりますので、そのうち方向が出てくるだろうと期待はいたしております。

【三本委員】 先ほど野田企画官がおっしゃったお話の中で1つどうしても気になることがございましてお願いいたします。先ほどの廃木材のリサイクルの優先順位のお話の中で、原則マテリアルリサイクルが優先ですよと、これは確かにそうですが、その後の発言で、今後の需給によってはそれが逆転することもあり得るとおっしゃったと私、確認したのですけれども、その発言は今後ご注意されたほうがいいと思います。ということは、市場におきまして今、バイオマス発電のほうにかなり話が進んでいく方向にありまして、俗にマテリアル利用のできる古材までそちらに回ることになりますと、おのずから今度は逆に資源量としましてバージン材に向けて取り組んでいく方向に行きますと、それがまた違法伐採等に関与するというふうになりますので、現時点では原則も含めて、あくまでも市場の混乱を招かないためにもぜひとも古材のマテリアル用についてはマテリアルリサイクルが原則優先ですよとおっしゃっていただければと思います。

【野田建設副産物企画官】 すみません。そういう趣旨で申し上げるつもりはなかった のですが、誤解を招いたようでございます。申しわけございません。

【嘉門委員長】 原則はやはり3-1の資料にも入っているということで確認をいただければと思います。

今のバイオマスの話については技術革新がどんどん進んでおりますし、下水のバイオマス利用とかその辺も今どんどん進んでおりますから、少し状況が変わってくる様子もございます。建設系で取り扱うべきそういう材料についてはここで全部含めて議論ができればと思っています。

まだまだ議論があるかと思いますが、1から4の課題につきまして検討の方向性が一応打ち出されております。最初に申し上げましたようにこれをどこまで、例えば指針をつくるというふうに言ったってそう簡単にできないものもございますので、その検討の方向をいつまであるいはどこまで、あるいは数値目標を明確にした上でどうやるのかというようなことにつきましては、資料1にございますような第6回の中間取りまとめのところで決意表明も含めて決定できれば幸いかと思っております。また環境会計を取り入れたコスト

評価というようなことも、全体を含めた中でリサイクルを進めていくという視点を何人かの委員からご指摘いただいておりますので、それも含めて今、予定しております10月の委員会のところで議論ができればと思っております。

次回でも今日の話の継続の機会が持てればと思いますが、一応以上のことで 1 から 4 の 課題についての議論は終了させていただきたいと思います。

それでは、終了時間を二、三分過ぎております。本日の議題を終了したいと思いますが、 最後に事務局より何かございますでしょうか。

【野田建設副産物企画官】 ありがとうございました。まず次回でございますけれども、 事前に日程調整ということでお願いをしておりまして、全員そろうタイミングがなくて大 変恐縮でございますけれども、8月22日水曜日の10時から開催したいと思います。ご 都合のつかない方、大変恐縮でございますけれども、8月22日水曜日10時からという ことでお願いしたいと思います。場所等につきましては、また後日ご連絡させていただき ますのでよろしくお願いいたします。

それから、そのまた次の次々回ということでございますが、一応9月ということで考えております。また今日の議事録の確認を後日させていただきますけれども、その際にあわせて日程調整もお願いしたいと思いますので、こちらのほうもあわせてよろしくお願いしたいと思います。

【嘉門委員長】 それでは、8月22日が次回となっておりますが、できましたら当日 の資料は事前に委員に配っていただいて、今回も事前に配付していただいていると思いますが、欠席の委員の方はぜひコメント等をいただくようにしていただいて、たとえ欠席しても意見が反映できるようしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【野田建設副産物企画官】 よろしくお願いいたします。

【嘉門委員長】 それでは、今日の議事をすべて終了いたしましたので、進行は司会に 渡します。

【事務局】 どうもありがとうございました。では、時間を少々過ぎましたけれども、 本日の小委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

了